

**12月28日(水)は町県民税、国民健康保険税、  
1月4日(水)は後期高齢者医療保険料の納期限です**

納め忘れがないかご確認ください

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行
- 北都銀行
- 羽後信用金庫
- JA秋田おぼこ
- JA秋田ふるさと
- ゆうちょ銀行

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	4期	12月28日(水)		
国民健康保険税(普通徴収)	6期	12月28日(水)	5期	11月30日(水)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6期	1月4日(水)	5期	11月30日(水)
固定資産税			4期	11月30日(水)

スマートフォンからの納付を希望する方は右記の二次元コードよりアプリをダウンロードしてください。

領収書は納付月の翌月上旬に送付します。



町税等の納付方法の詳細については「令和4年度版 美郷町まちづくりガイド」または町ホームページをご覧ください。

**地方税の電子申告、電子納税  
eLTAX(エルタックス)をご利用ください**



eLTAX(エルタックス)は、地方税の申告や納税などを電子的に行うことができるシステムです。自宅やオフィスなどからインターネットを通じて簡単に行うことができます。

eLTAXを利用する場合は届け出が必要です。詳しくは下記ホームページまたは電話にてご確認ください。

■地方税共通納税システムについて

令和元年10月1日に地方税共通納税システムがスタートし、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができるようになりました。事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付することができます。なお、このシステムを利用して納付できる税金の種類は、①法人都道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)となっています。

■給与支払報告書の電子データによる提出基準の引き下げについて

令和3年1月以降に提出する給与支払報告書について、前々年における源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上(改正前1,000枚以上)となる場合は、eLTAXによる提出が義務化されました。

■eLTAXを通じて美郷町で利用できるサービス

個人住民税	給与支払報告書や特別徴収の異動届出書の提出、特別徴収分や退職所得分の納付 など
法人町民税	法人設立届出書や確定(予定)申告書の提出、納付 など
固定資産税(償却資産)	償却資産申告

eLTAXに関するお問い合わせ

地方税共同機構

URL <https://www.lta.go.jp>

電話番号◆0570-081459(ヘルプデスク)

受付時間◆午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝休日、12月29日から翌年1月3日までの期間は除く。

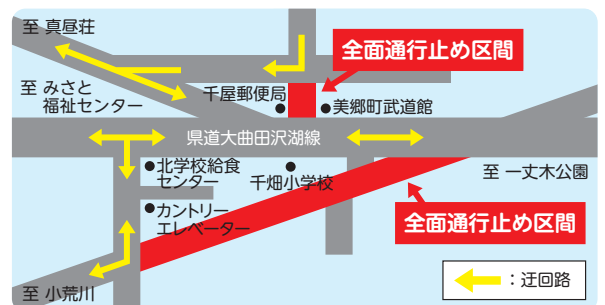
問 町税務課 ☎0187(84)4902

**街路樹からの落雪が予想されます  
松・杉並木通りの通行止めと迂回のお願ひ**

松・杉並木の街路樹からの落雪により事故が発生していることから、落雪のおそれなくなるまでの間、一部を全面通行止めにしします。ご不便をお掛けしますが、通行の際は右図の迂回路をご利用くださるよう、ご協力をお願いします。

通行止め区間◆町道一丈木・小荒川1号線、町道暁線

通行止め期間◆令和5年3月下旬まで(予定)



問 【通行止めに関するお問い合わせ】町建設課  
【松・杉並木に関するお問い合わせ】町総務課

建設管理班 ☎0187(84)4910  
管財班 ☎0187(84)1111

## 町有地の購入希望者を募集しています

町が所有している土地を一般競争入札により売払います。購入を希望される方は、下記へお申し込みください。  
**申込期間**◆12月19日(月)まで

**受付時間**◆午前9時～午後5時

**申込場所**◆美郷町役場本庁舎1階 総務課管財班

**その他**◆物件の詳細については、申し込まれた方へ別途お知らせします。

	区分	地目	町有地の場所	面積(m <sup>2</sup> )
1	土地	山林	美郷町六郷東根字瀧尻小字亀川1番119ほか(旧あらしな公園)	46,776.00
2	土地	宅地	美郷町土崎字上野乙1番303(千屋郵便局北側)	630.17



申・問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

教育推進課

## 令和5年度放課後児童クラブの利用申込を受け付けます

放課後児童クラブは、子どもたちへ適切な遊びや生活の場を提供することで、保護者の皆さんに安心して仕事を続けていただくことを目的に行っている事業です。

**利用対象**◆放課後や学校休業日に、仕事等の理由で保護者が家庭にいない小学生

※同居の親族が見守り可能な場合は対象になりません。

**利用区分**◆【通年利用】すべての開所日で利用可能  
 【長期利用】長期休業日(春・夏・秋・冬休み)および休校日のみ利用可能

※通年利用は、就労時間が**午後2時から午後4時までの時間帯を含む1日4時間以上**で月16日以上(日曜日を除く)であることが目安となります。

**利用時間**◆【月曜日～金曜日】学校終業時～午後6時30分  
 【土曜日・長期休業日・休校日】午前7時30分～午後6時30分

**利用料**◆月額4,000円

※ひとり親世帯、生活保護世帯、複数人利用世帯には利用料の軽減措置があります。

**休所日**◆日曜日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

**申込期限**◆12月20日(火) ※期限厳守

**申込方法**◆利用申請書に保護者の就労証明書等を添えて、町教育推進課へ提出してください(申請書は放課後児童クラブ・認定こども園・町教育推進課に備え付けてあります)。

※現在利用中の方は、放課後児童クラブを通してお申し込みください。

### 注意事項

- ・定員を上回る申し込みがあった場合は、低学年の児童や支援の必要性が高い児童のいる家庭を優先します。
- ・集団活動に支障をきたすと認められたり、明らかにルールを違反したりするような場合は、利用の取り消しをすることがあります。
- ・放課後児童クラブ利用料を滞納されている場合は、申し込みできません。

クラブ名称	場 所	定 員
千畑地区 めだか児童クラブ	千畑小学校内	100名
六郷地区 わくわく児童クラブ	六郷小学校内・みさとこども館	130名
仙南地区 仙南っ子児童クラブ	仙南小学校敷地内	120名

申・問 町教育委員会 教育推進課 幼児総務班 ☎0187(84)4914